

平成 21 年度年度計画

国立大学法人宮城教育大学

平成 21 年 4 月 1 日

平成21年度国立大学法人宮城教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

◎学士課程

①教養教育の成果に関する具体的目標の設定

平成19年4月の教育学部の改組に伴い策定した教育課程に設けた「基礎教育科目」及び「教養教育科目」を、教員養成の視点から点検・評価し、運営していく。

②専門教育の成果に関する具体的目標の設定

平成19年4月の教育学部の改組に伴い策定した教育課程に設けた専門教育科目を、教員養成の視点から点検・評価し、運営していくことにより、教員に必要とされる専門性及び指導力をもった人材を育成する。

③卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

平成19年度から入学した学生の就職支援策を検討するため、平成20年度に設置した「就職支援強化のプロジェクト」の検討結果を分析し、就職支援の方策を検討するとともに、引き続き、キャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。特に、宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。

④教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

引き続き、連携推進協議会等を利用して卒業生及び教育現場から本学の教育の成果に関する意見を聞くとともに、「法人支援アドバイザーミーティング」等学外関係者との懇談の場を積極的に活用する。

◎大学院課程

①専門教育の成果に関する具体的目標の設定

平成20年度に設置した専門職学位課程（教職大学院）の教育課程及び教職大学院設置に伴い改正した修士課程の教育課程に基づき実施し、点検・評価しながら運営していく。

②修了後の進路等に関する具体的目標の設定

引き続きキャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。また、同センターにおいて宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。また、教職大学院の学生をはじめとした現職教員については、教育現場において大学院における研究の成

果を教育実践に生かすとともに、教育現場の活性化に資することができるよう資質の向上を図る。

③教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育委員会と連携して、本学修了生及び教育現場から本学の教育に関する意見・要望を聞き、改善に結びつける。

(2)教育内容に関する目標を達成するための措置

◎学士課程

①入学者受入れ方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

継続して3課程の再編に伴う入学者選抜方法及び実施体制について検証する。また、アドミッション・ポリシーに応じた学生獲得のため、本学の教育理念・目標及び教育・研究活動の広報を積極的に推進する。

②教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

平成19年4月の教育学部の改組に伴い策定した教育課程を確実に実施することにより、初等教育、中等教育、特別支援教育の専門性をもった人材を育成する。また、実践的指導力を有する教員を養成する観点から設けられた、1年次から4年次までの体系的教育実習の具体的な実施方法を関係機関と協議し、実施する。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

個々の講義における必要性に応じて、さまざまな情報機器の充実を図り、これら機器を有効活用した授業、双方向的な授業の充実を図り、フレンドシップ事業など多彩な学外実習を行う。

また、新しい教育課程に教育実習の導入科目として設けられた各コース・専攻ごとの1年次の「教育実践体験演習」、2・3年次の「実践研究A・B」及び3年次実習を連携させ、1年次から3年次までの体系的な教育実習を実施する。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

授業全般について、全学共通理解に立った成績評価基準、教員養成単科大学に適合的なGPA・CAP制を実施するとともに、引き続き評価方法のさらなる改善について検討する。

◎大学院課程

①入学者受入れ方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

教職大学院の設置の趣旨に基づき、特に現職教員のための独自な入学者選抜方法を実施するとともに引き続き検討を加えていく。また、連携推進協議会等を利用するなどして教

育現場等のニーズを把握し、現職教員の再教育を重視する旨の広報を積極的に推進する。

また、修士課程の入学者選抜方法について継続して検討を行う。

②教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

科学・芸術についてのより高度な専門内容、児童・生徒の発達と学習についての専門的知見、教育の臨床的・実践的な研究から得られる知見を提供することとして再編した教育課程を実施し、点検・評価しながら、学校教育現場における今日的課題に応え、指導的な役割を果たし得る力量ある教員を養成する。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

少人数指導を中心とし、より高度な専門の教育・研究指導を行うとともに、必要に応じて教育現場での実践等も取り入れていく。特に現職教員に対しては、夜間、週末、長期休業期間中に講義、指導等を行うほか、大学以外の場での授業の開設、情報機器を活用した遠隔地指導など、履修形態の多様化を引き続き検討する。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

授業全般について、全学共通理解に立った成績評価基準に基づき実施するとともに、引き続き評価方法の改善について検討する。また、リサーチペーパー等については、公開での発表を通して審査の透明性・客観性を確保し、修士論文については、適切な指導と厳格な評価が行われるシステムを引き続き検討する。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①教職員の適切な配置等に関する具体的方策

社会の要請や教育現場の動向等に即応するため、センターの活用及び講座等を横断する教育組織の編成・配置について引き続き検討する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

教室・図書館・情報処理センター等教育施設の整備・改善及びそれらの有効利用について引き続き検討するとともに、順次対応する。さらに附属校園や教育委員会との連携のもとで、引き続き教育実習に関連した環境整備を行う。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

学生による授業評価を継続して行い、教育活動の改善に結びつける。また、「教員評価」の結果を基に、改善のための具体的方策を検討する。

④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

附属校園、教育委員会との連携のもとで、教材開発、学習指導法について、教員養成大

学独自の研究開発を推進するための検討を引き続き行う。また、平成19年度に作成した「宮城教育大学FDに関する基本方針」に基づき、教育課程の共通理解を深めるため、教員相互の授業参観やワークショップなどを実施するなど、FD活動を更に充実させ、授業改善に取り組む。あわせて新任教員対象FDの実施内容・方法の充実を図る。

⑤学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

連携推進協議会において、引き続き連携の状況把握、検証及び意見交換を図るとともに、共同で連携事業を実施するなど、教員の資質能力の向上及び教育上の諸課題に対応する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

入学から卒業までの間、修学支援、学生生活支援、課外活動支援、就職支援及び学生相談・カウンセリング等が総合的に機能するよう支援システムの構築を検討する。

障害学生への支援について、「障害学生支援室」を設置し、「障害学生も共に学べる総合的学生支援」事業の成果を踏まえながら、障害学生支援を推進する。また、「就職支援強化のプロジェクト」の検討結果を分析し、就職支援を強化する。

②課外活動・生活相談等に関する具体的方策

男子寮、女子寮及び大学会館等の耐震補強や改修工事を計画的に実施する。また、引き続き学生相談室に専門のカウンセラーとインテーカーを配置し、保健管理センターや関係委員会、担当主幹と連携して、学生相談の充実を図る。

③経済的支援に関する具体的方策

現行の授業料免除の規程・基準に基づいて、免除を適正に行うとともに、多くの奨学金制度についての情報を収集し、様々な方法により学生に広く周知して、応募の機会拡大を図る。また具体的な経済的支援について、学生後援会や同窓会の協力を得ながら検討する。

④就職支援等に関する具体的方策

キャリアサポートセンターに配置した就職支援インストラクターを中心に、各種就職情報の提供、日常的な個別指導・就職（進路）相談等の業務を行い、就職を支援する。また、教員採用試験対策、公務員試験対策、企業等採用試験等の各目的に応じたガイダンスを数多く実施する。

20年度に設置された「就職支援強化のプロジェクト」の検討結果を分析し、就職支援の方策を検討する。また教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。特に宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。

⑤社会人・留学生等に関する配慮

引き続き社会人・現職教員・留学生に対して、窓口業務及び図書館の夜間や土・日曜日の開館など利用しやすい体制を組み、サービスを向上させる。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の方向性

各専門分野の研究を遂行し、その成果を「有為な教育者」を養成するために、講義、演習、実習、卒業研究指導等に反映させるのみならず、現職教員の再教育・研修・資質向上等に努める。

②大学として重点的に取り組む領域

3課程の再編に伴い、専門的な力量、実践的な指導力のある教員の養成のため現代的課題科目として「多文化理解」「特別支援教育」「環境教育」等の10群を教育課程に位置づけ、それらの実践を通してさらに研究を推進していく。また、「特別支援教育総合研究中心」において、学校および教師に対する支援強化を図り、LD、ADHD、高機能自閉症を含めた特別支援領域及び「いじめ」「不登校」等適応支援領域の教育研究を推進する。

「国際理解教育研究センター」においては、学校現場など地域社会との緊密な連携のもと早期英語教育、外国人籍子女支援等の取り組みを通して「国際理解教育」の研究を推進する。

③成果の社会への還元に関する具体的方策

一般社会人の生涯学習意欲及び現職教員の研修ニーズに応えるとともに、広く社会へ研究成果を還元するため、「大学公開講座」や「現職教育講座」を引き続き積極的に開設する。本年度から施行される教員免許状更新講習を開設する。

また、平成18年度発足した仙台圏24機関による「学都仙台コンソーシアム」に積極的に参加し、「サテライトキャンパス」で公開講座等を実施し、これらの活動について、広報誌、ホームページ等を通じて広報活動を行なう。加えて、同コンソーシアム加盟機関で文部科学省に採択された「戦略的大学連携支援事業」を通じて、事業の拡充を図る。

④研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

「教員評価」を実施し、その結果に基づき研究の水準・成果の検証がより適切に実施できるよう引き続き検討する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

①研究者等の適切な配置に関する具体的方策

教育現場に生起する困難な課題の解決に資するため、4センターの協力体制を維持する

とともに、講座・附属学校と連携した人的・経済的横断型の研究プロジェクトを組織し、弾力的な運用について検討するとともに、より積極的な外部資金の獲得を図り、その成果を広く地域社会に還元する。

②研究資金の配分システムに関する具体的方策

「経営方針」に基づき、基本的な研究費を保証するとともに、大学の教育研究を活性化するための研究に関して、継続的かつ重点的に研究費を配分し、あわせて教員研究費へ導入したインセンティブについて隨時見直し、検討を図る。

③研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

学内の設備等の活用状況等を調査したマスタープランに基づき、老朽化した研究設備の更新を図る。

④研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針・基準等に基づいて行った「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把握し、教育研究活動の活性化を図る。

⑤学部・研究科・附置研究所等の研究体制等に関する特記事項

「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」を広く地域社会に開放し、学校現場、地域社会などと連携し、「特別支援教育」「国際理解教育」の研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

連携推進協議会を活用して、教育現場のニーズの把握を充分に行い、「出前授業」「学校の研究支援」「学生ボランティアの学校派遣」等、ニーズに応じた事業を実施し、本学のもつ教育・研究資源を社会に積極的に還元する。

②地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づき、受け入れの体制を充実させる。さらに、平成18年度に発足した仙台圏24機関による「学都仙台コンソーシアム」ではサテライトキャンパス部会長校として加盟機関をリードし、公開講座等の充実を通して市民・学生への学習機会の提供に貢献する。また、同コンソーシアム加盟機関で文部科学省に採択された「戦略的大学連携支援事業」の実施に参加し、特に教員免許状更新講習・サテライトキャンパス部会の主幹校として主導的に実施し、事業のさらなる拡充を図る。

③留学生交流その他諸外国の大学等との教育・研究上の交流に関する具体的方策

諸外国の大学等との教育研究上の連携交流を促進する。また、留学生の受入れを積極的に推進し、その指導体制・支援体制を充実させ、「留学生を活用した国際理解教育支援事業」を、さらに拡充し、留学生の教育現場、地域社会等との交流の機会を増やし、友好交流と相互理解のための場を積極的に設ける。

④教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

開発途上国への教育支援について、国際教育協力推進プロジェクト等を中心にこれまでの成果の上にさらに活動を進める。

(2)附属学校に関する目標を達成するための措置

- 社会に対し、①普通教育及び特別支援教育の提供、②大学と連携した教育に関する研究の推進、③教育実習生の受け入れと適切な指導の推進を行い、その成果を積極的に還元する。特に（ア）各校園の特色ある教育活動の充実化（イ）幼稚園から中学校までの一貫した教育理念とその実現のための具体的方策についての検討（ウ）大学と附属校園の連携研究の推進（エ）教職大学院開設のもと、大学院生及び現職教員の実践研究の場としての受け入れ課題の整理と改善を行う。
- 附属校園のこれまでの役割と中期計画実施状況について分析し、各校園における適切な学校規模等、学校経営、入学選考方法等について引き続き検討を行う。
- 附属校園の安全管理体制を強化するため、施設整備の充実を図るとともに、教職員への定期的な安全教育を実施する。
- 附属校園の諸活動についての資料を作成・普及し、附属校園の存在意義をPRする。
- 四校園連携の研究テーマ「かかわり合う力」を掲げて、異校種間の連携と協力体制の前進を目指す。

(3)附属図書館・センター等に関する目標を達成するための措置

◎附属図書館

学生、教員に対する教育支援機能を向上させるため、学術情報の整備と情報リテラシー教育の促進に取り組む等、利用環境の整備・強化を図る。また、教員養成系大学の特性を踏まえた図書館資料の収集、電子図書館的機能の充実など、図書館から学内外へ情報発信し利用者サービスの拡大に努める。また、一般市民に対する図書館の開放や貴重資料の公開等、地域との連携強化を図る。

◎保健管理センター

健康診断業務の効率を高めるため、実施内容や方法を見直して受診率の向上を図る。健康教育や保健指導は個別に行い、疾病の一次予防も目指す。また、救命救急体制を充実させるため自動体外式除細動器の増設を検討する。「学生相談室」や「職員の心の健康問題

相談室」との連携を進め、心の病の早期発見と予防を充実させる。精神科医のカウンセリングも含めて、早期対処による心身の健康管理と相談業務の充実を図る。保健管理研究集会での報告や市民向けの公開講座の開催など社会貢献にも取り組む。

◎情報処理センター

新システムを運用し、必要な改善を行う。また、学内の諸組織と連携して e-Learning システムの普及を図る。

◎環境教育実践研究センター

- ・環境教育に関する関係諸機関との連携を維持し支援を強化する。
- ・学部教育における環境教育指導者養成を推進する。
- ・環境教育の教材開発を進め、環境教育指導者の再教育を促進する。
- ・事業実施の基点となるフィールドミュージアム事業を推進する。
- ・環境教育情報の維持管理、電子化と公開を促進する。

◎教育臨床研究センター

- ・協力校との授業実践研究連携をさらに進める。
- ・既存教育実践資料の活用を図る。附属図書館実践資料室の充実に寄与する。
- ・教員研修事業、教職大学院等での教育委員会との連携を推進する。
- ・地域の教育活動の支援・連携を進める。
- ・全国センター協議会と連携する。

◎特別支援教育総合研究センター

- ・特別な配慮を要する児童生徒の理解と具体的対応について、コンサルテーション活動を通して学校及び教師に対する支援の拡大を図る。
- ・「特別な配慮を必要とする子どもの行動理解と支援のための画像検索ウェブシステム」をさらに整備し、特別支援教育に関する情報の発信に努める。
- ・実態調査、指導内容・方法に関する研究成果をまとめ、地域社会に還元する。
- ・ワークショップの充実を図り、特別支援教育・適応支援教育に関わる現職者等の研修の機会を数多く提供する。

◎国際理解教育研究センター

- ・国際理解教育、外国籍児童生徒に対する日本語教育、小学校英語活動におけるニーズの高まりに十分応えられるよう、積極的な取り組みを行う。
- ・留学生に対する指導に加え、送り出す日本人学生の指導に更に力を入れて取り組む。
- ・ユネスコ・スクール加盟校として、地域のユネスコ・スクールの活動の推進に貢献する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

経営協議会等において、大学運営全般に関して、経営的観点から審議を行い、短期的な経営改善のみならず、将来にわたる全学的な経営戦略について更なる検討を行う。

②運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

重要事項の決定に当たって、学内コンセンサスを得るため教育研究評議会及び教授会を効果的に活用し、大学運営の円滑化を図る。また、特定の懸案事項については柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行う。

③教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

法人室及び他の組織においても教員と事務職員による役割分担を明確にし、連携協力を推進して一体的な大学運営を行う。

④全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

重点的に取り組むべき事項については、教育研究評議会及び経営協議会等の意見を参考に、学長が役員会（大学運営会議）と一体になって強いリーダーシップを発揮して実行する。

⑤学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

教育研究評議会や経営協議会での審議・意見及び教育関係機関や支援アドバイザー等との懇談等における幅広い意見を参考に、高い見識及び専門的能力を有する者の登用及び現職教員等を採用する客員教員制度を活用し、また、優れた知識及び経験を有する者等を採用する特任教員の制度の活用を図る。

⑥内部監査機能の充実に関する具体的方策

内部監査を適切に行い、効率的な運営を促進する。

また、より内部牽制の働く体制を検討する。

⑦国立大学間の自主的な連携・協力体制の整備に関する具体的方策

全国的な連携協力組織である（社）国立大学協会、教育大学協会の活動に積極的に参加するとともに、個別課題についても本学が率先して参加する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

社会的要請や本学の教育研究の現状を踏まえ、教育研究体制の見直しを検討する。

②教育研究組織の見直しの方向性

平成19年度に実施した3課程の再編及び附属施設の改組に関し、検証方法等を検討する。

3. 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

①人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

人事評価に基づく処遇の適否及び在り方を引き続き検討する。

②柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

国立大学法人化後の柔軟で多様な人事制度の在り方について引き続き検討するとともに、優れた知識及び経験を有する者等を採用する特任教員の制度の活用を図る。また、連携の推進や地域社会への貢献のため、平成17年度に策定した「兼業・兼職等の学外活動を広く認める制度」に基づいて実行する。

③任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を継続して行う。

④外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

さまざまな国際的視点での外国人教員の必要性、女性教員の雇用拡大に関して引き続き検討を行い、女性教員の研究・労働環境の改善に引き続き努める。

⑤事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

一般事務系職員の採用については、東北地区国立大学法人等職員採用試験による合格者名簿からの採用並びに必要に応じ独自の選考による採用を効果的に活用し、優秀な人材の確保に努める。

また、他機関等と人事交流を行い、人材育成プログラムの実施及び外部機関主催の研修会等へ積極的に参加するなど職員の資質向上に努め、職場の活性化を図る。

⑥中長期的な観点に立った適切な定員管理に関する具体的方策

適正な人員配置及び全学的な人件費管理のシステムを、必要に応じ継続して見直しを行う。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

事務組織の機能向上を目指し、段階的に組織再編を引き続き行う。また、業務改革を進めるとともに各種事務の電算化等を一層推進して事務処理の簡素化・迅速化を図る。

②複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

事務系職員の統一採用試験、教職員の研修（F D、S D）及び契約関係業務等他の国立大学等と連携することがより効率的なものについて、引き続き共同による業務処理を推進する。

③業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

効率化と費用対効果を考慮して、アウトソーシングの業務を検討・評価するとともに、効果のあがるアウトソーシングの導入について順次実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

各種G P等外部資金獲得のための体制（企画推進室）をより充実させるため、平成20年4月に設置した「研究協力室」において、企画推進室との連携によって、各種G P、科学研究費補助金、研究助成金など競争的資金や受託研究及び奨学寄附金等について、教員養成における固有の研究分野及び各研究者の専門研究分野の応募の増加を推進するとともに、ホームページ等で豊富な情報を提供する。

②収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

地域教育や家庭教育など、本学の特色と社会のニーズを十分に反映したテーマの公開講座、教員免許状更新講習等を企画・立案し、広報誌・ホームページ等の様々な手段により社会に積極的にP Rする等、広報活動を重点的に行い、受講生の獲得を図る。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①管理的経費の抑制に関する具体的方策など

総人件費改革の実行計画を踏まえ、本年度は1. 3%の人件費を削減する。また、支出状況を分析し、効率的な大学運営のため、真に必要な経費の絞り込みを行うとともに、物品購入等の契約の見直しによる経費削減、学生・教職員に対する夏季の冷房・冬季の暖房等省エネルギー対策の徹底、昼休み時間や廊下等のこまめな消灯・超過勤務の抑制等による光熱水料の縮減を図る。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策など

施設設備等の有効活用のために、教室、研究室等の配置や教育研究設備等の効率的な配置管理を行う。

余裕資金については、引き続き効率的な運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価の改善に関する具体的方策

中期目標期間の業務実績の評価結果に基づき、教育研究や運営の改善に取り組む。

また、教育課程の共通理解を深めるため、教員相互の授業参観やワークショップなどを実施するとともに、新任教員対象FDの実施内容・方法の充実を図る。

②評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

「教員の活動状況調査」の見直しに基づき調査を実施するとともに、評価に即した具体的な支援方策を検討する。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

①大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

「情報公開の方針」に基づいて、教育現場を中心とした地域社会の求めに応じた適切な情報を発信する。戦略的に大学広報の在り方を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

①施設等の整備に関する具体的方策

青葉山キャンパスの施設整備、各キャンパス全体の整備促進について検討する。国から措置される施設整備事業(補助金)では大学会館の耐震補強を含む改修整備、男子学生寄宿舎の耐震補強改修、ライフライン再生整備及び女子学生寄宿舎の耐震補強改修を行う。また、営繕事業(交付金)では講堂及び保健管理センターの屋上防水改修を行う。さらに、運営費交付金(目的積立金)では附属幼稚園園舎の増築及び外壁改修、学生の駐輪場の増設、磯浜合宿研修施設の機能改善改修等を行う。

②施設等の有効活用に関する具体的方策

全学の施設等について利用状況を調査した結果に基づき、大学運営に即した有効利用計画の策定を実施する。

③施設等の維持管理に関する具体的方策

施設の維持管理については、平成16年4月1日に制定した施設メンテナンス体制に基づき、引き続き定期巡回を行い予防的な点検・保守・修繕等を効果的に実施し、営繕計画に反映させる。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

労働安全衛生法に規定する「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保する」ために、安全衛生委員会を中心とした職場の安全衛生管理を引き続き行う。

また、放射線、エックス線及び有害物質、毒・劇物等の取り扱いに伴う安全衛生管理の徹底、これらを取り扱う実験室等の環境整備を継続的に行い、学生及び職員の危険防止、健康障害の防止及び災害発生の防止を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

7億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・〔青葉山〕耐震対策事業 〔青葉山〕大学会館改修(2,120m ²)、〔青葉山〕男子学生寄宿舎耐震補強改修(3,580m ²)、〔青葉山〕基幹・環境整備)	総額 834	・施設整備費補助金 (812)
・〔水の森〕耐震対策事業 〔水の森〕女子学生寄宿舎耐震補強改修(2,230m ²)		
・小規模改修		・国立大学財務・経営センター施設費交付金(22)

2 人事に関する計画

- 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務の効率化を図る。
- 高い専門性を要する職務については、専門機関が主催する長期研修や民間等への派遣・調査、専門家を招聘しての研修又は機会を提供し、プロフェッショナルとしての能力開発に努める。
- 教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を導入する。
(参考) 21年度の常勤職員数 291人 (役員を除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成21年度 予算

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2, 924
施設整備費補助金	792
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	20
国立大学財務・経営センター施設費交付金	22
自己収入	1, 007
授業料及入学金検定料収入	990
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	17
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	71
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	152
計	4, 988
支出	
業務費	3, 130
教育研究経費	3, 130
診療経費	0
一般管理費	953
施設整備費	814
船舶建造費	0
補助金等	20
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	71
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4, 988

[人件費の見積り]

期間中総額2, 804百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2, 317百万円)

注1) 「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額2, 828百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額96百万円。

注2) 「施設整備費補助金」は、全て前年度よりの繰越。

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	4, 201
業務費	4, 201
教育研究経費	3, 964
診療経費	808
受託研究費等	0
役員人件費	51
教員人件費	123
職員人件費	2, 351
一般管理費	631
財務費用	202
雜損	5
減価償却費	0
臨時損失	30
	0
収入の部	
経常収益	4, 049
運営費交付金	4, 049
授業料収益	2, 886
入学金収益	858
検定料収益	131
附属病院収益	27
受託研究等収益	0
補助金等収益	51
寄附金収益	11
財務収益	36
雜益	2
資産見返運営費交付金等戻入	17
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	9
臨時利益	0
	17
純利益	△152
目的積立金取崩益	152
総利益	0

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区分	金額
資金支出	5, 217
業務活動による支出	4, 091
投資活動による支出	892
財務活動による支出	5
翌年度への繰越金	229
資金収入	5, 217
業務活動による収入	4, 022
運営費交付金による収入	2, 924
授業料及入学金検定料による収入	990
附属病院収入	0
受託研究等収入	51
補助金等収入	20
寄付金収入	20
その他の収入	17
投資活動による収入	814
施設費による収入	814
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	381

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	初等教育教員養成課程 564人 (うち教員の養成に係る分野 564人) 中等教育教員養成課程 321人 (うち教員の養成に係る分野 321人) 特別支援教育教員養成課程 150人 (うち教員の養成に係る分野 150人) (※ 改組前の課程) 学校教育教員養成課程 160人 (うち教員の養成に係る分野 160人) 障害児教育教員養成課程 35人 (うち教員の養成に係る分野 35人) 生涯教育総合課程 150人
教育学研究科	特別支援教育専攻 6人 (うち修士課程 6人) 教科教育専攻 44人 (うち修士課程 44人) 高度教職実践専攻 64人 (うち専門職学位課程 64人)
特別支援教育特別専攻科	病弱教育専攻 (45人)
附属幼稚園	160人 学級数 5
附属小学校	960人 学級数 24
附属中学校	480人 学級数 12
附属特別支援学校	
小学部	18人 学級数 3
中学部	18人 学級数 3
高等部	24人 学級数 3

※の課程については、平成18年度限りで学生募集停止